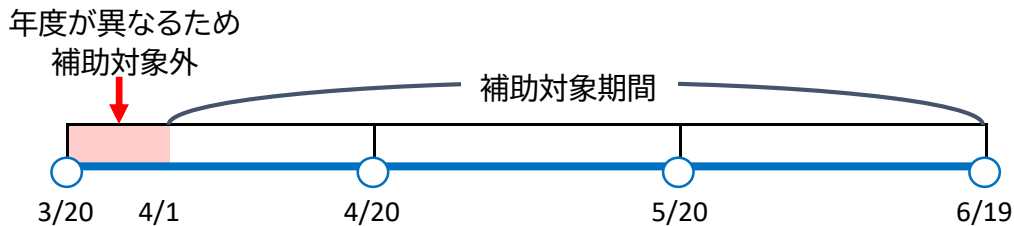


東近江市近江鉄道・路線バス通学利用促進補助金 補助対象期間の考え方について

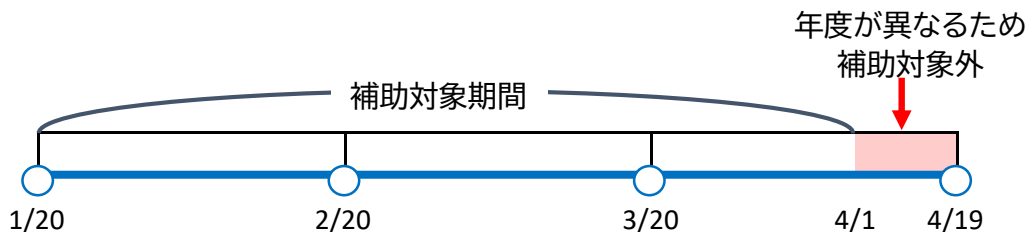
補助金の対象となる期間等の考え方は、次のとおりになります。
御不明点については、東近江市都市整備部公共交通政策課(電話:0748-24-5658)に問合せしてください。

例1 定期券の始期が令和7年3月20日からの場合



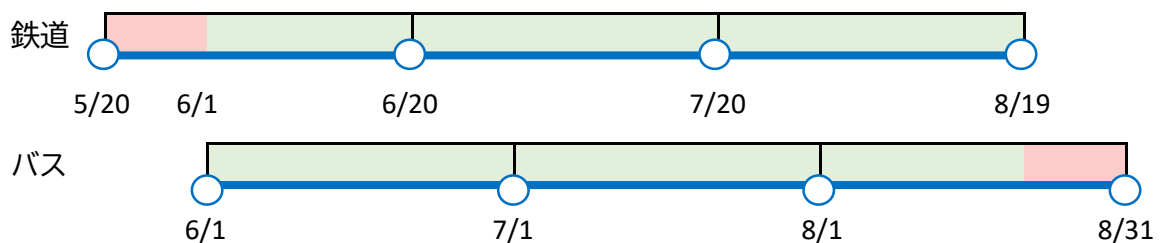
補助対象期間は、令和7年度の期間(令和7年4月1日から令和8年3月31日)ですので、補助対象期間外の期間については補助を受けることはできません。

例2 定期券の終期が令和8年4月19日の場合



補助対象期間は、令和7年度の期間(令和7年4月1日から令和8年3月31日)ですので、補助対象期間外の期間については補助を受けることはできません。

例3 鉄道と路線バスを利用し、それぞれの定期券の始期が異なる場合



の期間は、バス・鉄道両方利用期間ですので、月額17,000円(日額:566円)を超える金額を補助します。

の期間は、バス又は鉄道のための利用期間のため、月額12,000円(日額:400円)を超える金額を補助します。